（防衛省防衛医科大学校事務局総務部長）防衛事務官　河村　延樹
経済産業事務官（大臣官房審議官）に昇任させる
基準認証担当を命ずる
（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）経済産業技官　安井　正也
大臣官房審議官に転任させる
原子力安全規制改革担当を命ずる
（通商政策局長兼同局通商機構部長）経済産業事務官　佐々木伸彦
通商政策局通商機構部長の併任を解除する
（大臣官房参事官（通商政策担当））同　宗像　直子
通商政策局通商機構部長に昇任させる
（大臣官房審議官（経済産業政策局担当））同　新原　浩朗
資源エネルギー庁に出向させる
経済産業政策局担当を免ずる
（大臣官房参事官（エネルギー政策担当））同　飯田　祐二
大臣官房付に配置換する
エネルギー政策担当を免ずる
（大臣官房審議官（基準認証担当））同　山本　達夫
防衛省に出向させる
基準認証担当を免ずる
（中小企業庁経営支援部新事業促進課長）同　菅原　隆拓
防衛省に出向させる（以上九月十二日）
（大臣官房審議官（商務流通・国際博覧会担当））経済産業事務官　又野　己知
国土交通省に出向させる
商務流通担当を免ずる
国際博覧会担当を免ずる（九月十六日）
堀口　光
経済産業技官（大臣官房付）に採用する
（大臣官房付）経済産業事務官　古賀　茂明
辞職を承認する（以上九月二十六日）
（原子力安全・保安院電力安全課長）経済産業技官　大村　哲臣
大臣官房付に転任させる
原子力安全・保安院に出向させる
（原子力安全・保安院ガス安全統括管理官）経済産業事務官　吉村　忠幸
原子力安全・保安院に出向させる（以上九月三十日）
（国土交通省大臣官房人事課長）国土交通事務官　羽尾　一郎
経済産業事務官（大臣官房審議官）に昇任させる
商務流通担当を命ずる
国際博覧会担当を命ずる
（中小企業庁事業環境部金融課長）経済産業事務官　濱野　幸一
大臣官房参事官に転任させる
エネルギー政策担当を命ずる
（大臣官房審議官（原子力防災担当））経済産業技官　櫻田　道夫
大臣官房付に配置換する
原子力防災担当を免ずる
三木　俊克
独立行政法人工業所有権情報・研修館理事長に任命する
古三　一夫
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長に任命する
藤井　哲哉
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構監事に任命する
渡辺　通春
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構監事に任命する（非常勤）
石毛　博行
独立行政法人日本貿易振興機構理事長に任命する
鈴木　実
独立行政法人日本貿易振興機構監事に任命する
市村　泰男
独立行政法人日本貿易振興機構監事に任命する（非常勤）
中込　良廣
独立行政法人原子力安全基盤機構理事長に任命する
古澤　彰
三好　完治
独立行政法人原子力安全基盤機構監事に任命する（各通）（以上十月一日）

官庁報告

官庁事項

労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に関する公示

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

平成23年10月28日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　名称　労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針

2　趣旨　この指針は、労働安全衛生法第28条第3項の規定により、8の化学物質（塩化アリル、オルト－フェニレンジアミン及びその塩、1－クロロ－2－ニトロベンゼン、2，4－ジクロロ－1－ニトロベンゼン、1，2－ジクロロプロパン、ノルマル－ブチル－2，3－エポキシプロピルエーテル、パラ－ニトロアニソール並びに1－ブロモ－3－クロロプロパン）による労働者の健康障害の防止に資するため、これらの化学物質を製造し、又は取り扱う事業者が、その製造、取扱い等に際し講ずべき措置について定めたものである。なお、これまでアントラセン等18の化学物質について18の指針を公表しているが、これらの指針を廃止し、本指針を上記8物質と合わせた計26物質に係る指針として公表するものである。

3　適用日　公示の日から3月後

4　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準部健康安全課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局にあっては、健康課）において閲覧に供する。

特定保安林の指定の解除について

平成23年10月11日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成23年10月28日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　北海道深川市、勇払郡むかわ町、苫前郡初山別村（以上一市一町一村について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、北海道紋別郡雄武町（次の図に示す霧害防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岩手県陸前高田市、釜石市（以上二市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　秋田県北秋田市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　富山県富山市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、福井県南条郡南越前町（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　山梨県甲州市、南巨摩郡南部町（以上一市一町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岐阜県恵那市、飛騨市、本巣市、瑞浪市、山県市、郡上市、下呂市、加茂郡白川町（以上七市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、岐阜県中津川市、恵那市、関市、大垣市（以上四市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　静岡県裾野市、浜松市（以上二市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　愛知県岡崎市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　兵庫県養父市、神崎郡神河町、美方郡香美町、多可郡多可町（以上一市三町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、兵庫県三田市、多可郡多可町（以上一市一町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岡山県高梁市、備前市、井原市、新見市、加賀郡吉備中央町（以上四市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、岡山県岡山市、井原市（以上二市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）